

海津市型グラウンドマンホールふた認定基準

1. 目的

海津市（以下「本市」とする）の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- ア. 本市の当該年度、物品等入札参加資格を有すること。
- イ. 国内に自社資本工場があり、自社製品を提供できる。
- ウ. 社団法人日本下水道協会の認定工場または同等工場で作られたものであること。
- エ. 岐阜県・愛知県・三重県内に事業所の登記があること。
- オ. 本市指定様式の認定申請書等を提出し、その内容が適正と認められること。（様式－１，２）
- カ. 本市のグラウンドマンホール仕様書に適合し、製品検査及び材質検査に合格すること。
- キ. 自社試験設備があり、品質管理が社内でき、品質保証が明確にできる。
- ク. 岐阜県内の公共工事において納入実績が３年以上あること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式－５，６）

4. 認定期間

認定の有効期間は３カ年とする。ただし、有効期限の最終は、３カ年目の年度末とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査（製品検査及び材質検査）を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式－７）

6. 認定の取り消し

認定した製品（申請者）において下記の事項が生じたときは、本市の認定を取り消すものとする。（様式－8）

- ア. 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- イ. 認定申請の内容が履行されなかった場合。
- ウ. 不正が認められた場合。
- エ. 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合。
- オ. 納入実績が著しく少ない場合。

7. その他

- (1) 本市は認定期間内において、必要に応じて立入検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、本市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) この基準に疑義が生じた場合は、本市の指示または両者の協議によるものとする。